

地方分権改革に関する提案

「国土交通大臣の承認を受けたドローン等の
無人航空機の飛行に係る制度の見直し」

山梨県町村会・忍野村等

国土交通大臣の承認を受けたドローン等の無人航空機の飛行に係る制度の見直し

求める措置の具体的内容

航空法第132条の2の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けた無人航空機の飛行方法について、今後の利活用が促進されることを前提に飛行空域となる当該市町村の意向が反映されるような仕組みとなるよう見直しを求めます。

- ① 大臣承認に関しては、現場の実情を把握している飛行区域となる市町村に対し、同承認に関する情報を共有することとする。
- ② 大臣承認を受けた無人航空機の飛行であっても、観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行を確認した場合には、当該市町村から現場での飛行方法の注意や中止を求めることが可能となるようにする。

(1)

具体的なな支障事例

事例【忍野村】



新名庄川沿いの桜並木

【忍野八海エリア】

本村は、富士山世界文化遺産の構成資産である忍野八海があり多くの観光客が国内はもとより海外からも通年訪れる。忍野八海は市街地にあり、観光客が狭いエリアに集中するため大変混雑している状況である。そのよくな中、最近では池の上空をドローンが飛行することがあり、飛行禁止区域ではないものの気象条件等によっては観光客の安全確保に不安がある。

【新名庄川桜並木エリア】

新名庄川沿いの桜並木は当村の観光スポットとして人気が高く、期間中はライトアップを実施し多くの地元住民及び観光客が訪れる。今年も、昼夜を問わずドローンが川面近くを飛行したケースが苦情として報告された。このケースは国土交通大臣の許可が必要であると思われ、村としては許可の有無を確認できなまま注意等することもできず観光行政の推進に不安を残した。

【その他】

市町村には飛行に関する許可等の権限はないにもかかわらず、撮影者が役場窓口に来て撮影の許可を求めたケースがある。この場合は、住民とトラブル起こった際、村の許可を得ていることを盾にしようという意図が感じられた。

事例【鳴沢村】

事前に撮影等が行われることが分かっている場合は、関係法令を守り、観光客の迷惑にならないようできる限り短時間でお願いしているところであるが、どれだけドローンが飛んでいないのが現状である。

村では、主に観光の撮影で利用されており、担当課（振興課）によると工事関係の企業（設計事務所）などでもドローンを所持していると建設工事の写真撮影等で利用されることも増えると考えられる。様々な分野で利活用が増えていくドローンに対して飛行状況の把握、管理について対応が必要であると考えている。

(3)

事例【南部町】

町内において、テレビ局がロケ撮影のためにドローンを飛行させるケースが見受けられる。このような業者は、航空法による132条及び132条の2の許可を得ているものが多いと思われるが、本当に許可を得ているのかどうかは不明であり、ホームページに公表されている情報だけでは、操縦者も特定できないため、その判断が市町村ではできない。住民の安全を確保した中で、ドローンの活用を促進させるためには、市町村でその許可内容や個人名、実際の飛行時間についても把握しておく必要がある。

事例【富士河口湖町】

地域防災課

- ・富士五湖消防本部はドローンを導入し、被害状況の確認等をする水上訓練及び水防訓練時に使用している。
- ・町としても、災害発生時はもちろんだが、災害を未然に防ぐためにもドローンにより入手できる情報は重要な資源となる。しかし、町で飛行の許可等の情報がわからないのであれば、住民の不安は拭えずむしろ増してしまうこととなってしまふ。

その他

- ・1月にドローンの夜間飛行に対する問い合わせがあった。国交省の許可を受けているとのことだったが、休日であったため、当直が問い合わせを受けており、担当職員は庁内におらず、対応に時間がかかってしまった。許可を得て飛行する者について事前に情報提供があれば、当直でも対応可能であり、不安を抱いた住民からの問い合わせにも迅速に対応可能となる。

まとめと考察

問題点① 大臣承認を行った飛行情報の共有について

ホームページで航空法第132条及び第132条の2における許可を得ているものについて公表されているが、公表された情報形態では飛行に関する正確な判断ができない。



【情報が公表されている内容】

- ・個人名を伏せて公表をしている。
- ・具体的な飛行日時が公表されていない。
- ・危険物の輸送を行っている場合に、「どのような危険物」であるのか不明。
- ・ドローンの飛行目的までは公表されていない。

【問題点】

- ・具体的な飛行日時や使用目的を事前に市町村が把握していなければ、住民にどのような危険がおよぶ可能性があるか知ることができず、不安を抱く住民から問い合わせがあった際に、迅速に対応することが困難である。
- ・休日に飛行に関する苦情があった場合に、担当職員は庁舎にいない。当直のみで対応をしなければならぬが、対応が遅れてしまうことにより、住民の不安が解消されるまでに時間がかかる。

まとめと考察

イベント会場上空や夜間の飛行など特別なケースとなる大臣承認を受けた飛行に関しては、地元市町村が同承認の内容を正確に把握しておくことが万が一の場合の迅速な対応や安心安全な地域づくりをしていくうえで必要不可欠である。また、的確に情報共有されれば、許可の有無が判断できるため、イベント会場等で操縦者が発見できない場合にも、飛行の中止やアナウンスによる操縦者への注意等の対応が可能となる。

問題点② 大臣承認を受けた飛行に関する注意指導について

大臣承認を受けた飛行に市町村が注意指導を行うことができるか不明である。



【問題点】

- ・大臣承認を受けた飛行であっても、イベントの内容や飛行当日の気象状況などから危険なケースがある。
- ・承認内容を逸脱した飛行をするなど悪質なケースを発見した場合の注意等の権限が不明



まとめと考察

大臣承認を受けた飛行であっても、住民や観光客、観光資産に対して著しい影響を及ぼすことが明白な飛行に対しては、地域の安全管理のうえから即時対応することが求められる。そのため、大臣承認による飛行であっても地域の実情を把握する現場の市町村が飛行方法の注意や中止を求めることができる仕組みを明確にする必要がある。

(7)

子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化

(和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町)

<提案内容>

子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設ける。

<現状・課題>

子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に係る認定から同項第2号に係る認定に切り替わる場合には、同法第23条第4項により市町村は職権で変更認定をすることができる。しかし、現行制度では子どもが満3歳に達する都度に支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩瑣となっている。

○支給認定事務の概要

平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、給付制度が導入されており、給付対象となる幼稚園、保育所、認定こども園の利用を希望する場合は、「支給認定」を受けることが必要となる。(※支給認定を受けた児童が、給付の対象となる幼稚園、認定こども園、保育所等の施設で、教育・保育の提供を受けた場合必要な費用を「給付費」として市町村が支払うこととなっている。)

支給認定には児童の年齢や保護者の状況に応じて、3つの区分があり、区分により利用できる施設が異なる。

施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

認定区分	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
教育標準時間(1号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	幼稚園 認定こども園
保育(2号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	保育所 認定こども園
保育(3号)認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	保育所 認定こども園 小規模保育等

<和歌山県の状況>

○職権変更事務の件数(提案市町、H28年度実績)

橋本市(264件)、御坊市(117件)、紀の川市(257件)、岩出市(247件)
かつらぎ町(75件)、九度山町(9件)、湯浅町(64件)、有田川町(112件)
※和歌山県内の対象児童(保育申込みを行った2歳児の数) 約3,500人

○職権変更の具体的な事務処理方法

電算システム内の児童台帳から、毎月、満3歳に到達する子どもを抽出し、該当者一覧を基に庁内で決裁。

<支障事例>

○市町村は、毎月、その月に満3歳に達する3号認定子どもを抽出し、2号への認定区分を職権変更する必要がある。

- ・市町村が行う保育給付に係る支給認定事務は、上記職権変更以外に、新規申込者に係る認定事務や、保護者の「保育の必要性の事由」の変化等による変更認定事務についても、相当な件数があり、各市町村にとって負担が大きくなっている。

○保護者にとっては、年度途中で自らの申請によらない認定変更通知を受け取ることとなる。

- ・保護者は、そもそも2号認定や3号認定といった認定区分の概念を理解しておらず、その度に市町村担当者が保護者に対し、説明を行わなければならない。
- ・認定変更の制度について保護者に説明を行っても、利用者負担額等に何ら変更がないため、保護者にとっては変更の意義が伝わらず、苦慮する市町村が多い。

<自治体向けFAQ【第15版】65番についての当県の見解>

「各市町村が地域の実情を踏まえて、実質的な弊害がないよう配慮した上で、それぞれの支給認定の有効期間を明示することにより、3号と2号をまとめて申請・認定する運用も可能」

- ・市町村が導入するシステムによって対応可能かどうか分かる。
- ・対応可能なシステムの場合、期間を示して2号と3号の認定を併せて行えるが、3号認定を2号認定に切り替える形のシステムでは、認定の二重管理はできず、3号認定後の日付で2号認定をすると、結局3号認定は上書きされて消えてしまうことになる。
従って、2号認定到達日前に、「保育の必要量」等に変更があった場合、一度、3号認定に戻してから変更を行うこととなり、事務の簡素化にならない。

<基準日を設けた場合の効果>

- 変更認定事務を基準日に一括化することにより、市町村の事務負担が軽減される。
- また、保護者にとっても、年度当初の利用者負担額通知等と併せて職権変更による支給認定変更通知を受け取ることとなるので、年度途中で自らの申請によらない支給認定変更通知を受け取ることもなく、混乱を招かない。

<基準日の設定について>

- 年度当初(または4月初日の前日)を基準として取り扱われている事項
 - 公定価格
 - ・当該支給認定子どもに適用される年齢区分が年度の途中において変わった場合に、月額調整として、当該年度内に限り同一の単価が適用される。
 - 利用者負担額
 - ・4月初日の前日時点の子どもの満年齢により決定。
 - ・年齢が年度の途中において変わった場合でも、利用者負担額は変わらない。
 - クラス編成
 - ・4月初日の前日時点の子どもの満年齢による。

現行では、3号から2号への認定区分の変更のみ、
満3歳に達する日(3歳の誕生日の前日)が基準



認定区分変更の時期を年度当初とすれば、
全て年度当初(または4月初日の前日)で統一される

○子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)(抄)

(支給要件)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(市町村の認定等)

第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の所在地の市町村が行うものとする。
- 3 市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。
- 4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

(支給認定の変更)

第二十三条

- 4 市町村は、職権により、支給認定保護者につき、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満三歳に達したときその他必要があるとき認めるときは、内閣府令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。